

公募型プロポーザル実施の公示

2021年5月31日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和3年度地域文化財総合活用推進事業

「通訳案内士に向けた地域のお祭り研修セミナーとお祭り当日の現地研修の開催事業」

(2) 事業の目的

多くの訪日旅行者を魅了する文化資源の中から、歴史に裏打ちされた伝統行事や祭礼を対象として、その魅力を直接お客様に接する通訳案内士の方がツアー企画提案をできる仕組み構築を目指し、アフターコロナで想定される訪日観光の個人化、案内内容の変化、観光ニーズの変化など、ツアーの形態の多様化に対応する、新しい生活様式での通訳案内士に向けた人材育成支援の方策として取組を実施する。

(3) 事業の概要

① 通訳案内士に向けた地域のお祭り研修セミナーの開催

I お祭り研修セミナー動画の作成

II 研修動画の視聴対応(WEB サイト作成)

② 通訳案内士に向けた地域のお祭り当日の現地研修の開催

I 研修の開催

③ その他

※事業の詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載のとおり。

(4) 委託金額の上限

9,363,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 広域観光推進部 担当 野村・加藤

メールアドレス: koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間: 2021年5月31日(月)から2021年6月4日(金)17:00まで。

イ 応募方法: 全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/募集要領_k210531.pdf

仕様書 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/仕様書_k210531.pdf

評価要領 [https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/\(別紙1\)評価要領_k210531.pdf](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/(別紙1)評価要領_k210531.pdf)

評価基準 [https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/\(別紙2\)評価基準_k210531.pdf](https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/(別紙2)評価基準_k210531.pdf)
様式 1～5 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/様式1～5_k210531.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2021年6月11日(金) 17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。

募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2021年6月4日(金)17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

① 受託候補者の名称及び総合点

② 参加者の名称

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上